

議案第 4 5 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 放棄しようとする権利の種類

住宅新築資金等貸付金のうち、未償還の元本債権及びそれに伴う未償還の利息の債権

2 放棄しようとする債権の額

9, 5 5 4, 1 1 2 円

3 借受人

別紙のとおり

4 権利を放棄しようとする理由

借受人が死亡し、すべての相続人が死亡または相続放棄をしている。保証人も死亡しており債権回収は困難な状況にある。財産は、土地、建物とも競売により売却されている。これらの理由により、当該債権に対して市が有する権利を放棄する。

なお、権利の放棄を前提とし、当該債権に関し、兵庫県から住宅新築資金等貸付助成事業補助金を受ける見込みである。

住宅新築資金等貸付金（債権）の放棄について（概要）

1. 借受人

[REDACTED]

[REDACTED]

2. 債権額

	当初貸付額	償還済額	償還未済額
元金	9,900,000円	2,530,787円	7,369,213円
利息	6,136,664円	3,951,765円	2,184,899円
合計	16,036,664円	6,482,552円	9,554,112円

